

c. 取引形態の事前説明義務



なんとなく分かりました。

ここはなんとなく、でいいですよ。
それでは次に「取引形態の事前説明義務」ですが、これは、お客様から注文を受けた時にあらかじめ、自分が取引の相手か、取引を媒介・取次・代理を行っているかを、明示しなければならないということです。



- **金融商品取引法第37条の2**で以下の様に規制されています

金融商品取引業者は、顧客から有価証券の売買又は店頭デリバティブ取引に関する注文を受けたときは、あらかじめ、その者に対して自己がその相手方となって当該売買若しくは取引を成立させるか、又は媒介し、取次ぎし、若しくは代理して当該売買若しくは取引を成立させるかの別を明らかにしなければならない。

d. 書面交付義務 (1/2)



これは簡単ですね、次の書面交付義務もなんとなく簡単そうですね？

はい。「書面交付義務」とは、契約締結前と契約締結時に、お客様に、自分が金融商品取引業者であること、手数料、投資のリスク等を記載した書面をお渡ししなければならないことを言います。



- 金融商品取引法第37条の3で契約締結前の書面の交付、37条の4で契約締結時の紙面の交付が規定されています

d. 書面交付義務 (2/2)

- 金融商品取引法第37条の3「契約締結前の書面交付義務」の主な内容

お客様が金融商品の仕組みとリスクについて、正しく理解できるように、手数料や相場の変動等による損失のおそれ等について記載しなければならないとされています。

特に重要なものを最初に簡単に、リスク情報などを12ポイント以上で明瞭、正確に記載し、他の事項も8ポイント以上で明瞭正確に記載しなければならないと決められています。

- 金融商品取引法第37条の4「契約締結時の書面交付義務」の主な内容

契約締結時に、お客様がその契約の内容を正しく理解できるように、書面をお客様に公布しなければならないと決められています。

e. 不招請勧誘の禁止



簡単でした。次の「不招請勧誘の禁止」??読めません

「ふしょうせいかんゆう」と読みます。勧誘を要請していないお客様に対して訪問し、または電話をかけて勧誘してはいけないということを言います。



- 金融商品取引法第38条3号で以下の行為をしてはならないと規定されています。

三 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結を勧誘することの行為

f. 適合性の原則（1/2）



字は難しいですが
内容は簡単でした。
最後は「適合性の
原則」って何こと
ですか？

お客様の知識、経験、
財産及び投資目的
に照らして、不相当
と認められる勧誘を
行ってはならないと
いうことを言います。



- 金融商品取引法第40条で以下の様に規定されています

金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。

- 一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとなり、又は欠けることとなるおそれがあること。

f. 適合性の原則（2/2）

二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。



なるほど～逆に考えるとアマ投資家ってかなり保護されているんですね？

その通りです。これらはアマ投資家も知っておいた方がいいですね。それではそろそろTOKPRO Marketの説明に入りましょうか？

